

# 世界史B 近現代 33 講和条約と国際連盟

## 1,講和条約 パリ講和会議--英ロイド=ジョージ、仏クレマンソーの主導

- A,( )1条約 1919年6月28日調印 ドイツに関する条約 231ヶ条
  - 「一切の賠償について、責任が( )2にあると断定し・・・」
  - ・ドイツ植民地 ---- ( )3の委任統治に。
  - ・南洋諸島(マーシャル、ビスマルク、カロリン、マリアナ)---( )4の委任統治に。
  - ・旧ドイツ支配地域→新しい国境。 ・国外植民地での権益を放棄。
    - ┌アルザス・ロレーヌ---フランス 領に。
    - └ポズナニ、西プロイセン---( )5領に。
    - └フルチーン --- ( )6領に。
    - └メーメル ---リトアニア領に。
    - └ダンツィヒ --- ( )7とし
    - └北シュレスヴィッヒ --- ( )8領に。
    - └( )9---石炭、鉄鉱石の産地→15年間国連の管理下に置く。炭田の所有・採掘権はフランスに。
  - ・陸軍の軍備制限→陸軍[ ]10 人以下。海軍10万トン。空軍・潜水艦保有禁止。
  - ・フランス国境ライン川東岸50キロまでの要塞を破壊。
  - ・賠償金---債務( )11金マルク。42年年賦。
  - ・担保として( )12左岸占領。 3地域に分割し5年、10年、15年後に返却。
  - ・その他に現物支給(1600トン以上の商・漁船の4分の1。石炭、機関車、車両、機械など)
    - ウィルソン「[ ]13」の「無賠償・無併合」に反する内容。

- B,サン=ジェルマン条約 1919年9月10日 オーストリアに関する条約。
  - ・南チロル、トリエステなどの割譲--( )14領に。 ・兵力3万人に制限。
- C,セーブル条約 1920年8月10日 オスマン帝国に関する条約 (領土割譲)
  - ┌シリア、レバノンを( )15の、イラク、パレスチナを( )16の委任統治とする。
  - └アラビア西部の( )17王国(1916~)◆aを承認。その他はイギリスの委任統治。
    - 戦時中のフサイン=マクマホン協定とバルフォア宣言に矛盾
    - ◆a--メッカ太守フサインの創設。1926年「カリフ」を称するイブン・サウードが攻略し、サウード朝となる。
    - 1932年「サウジアラビア」と改称。

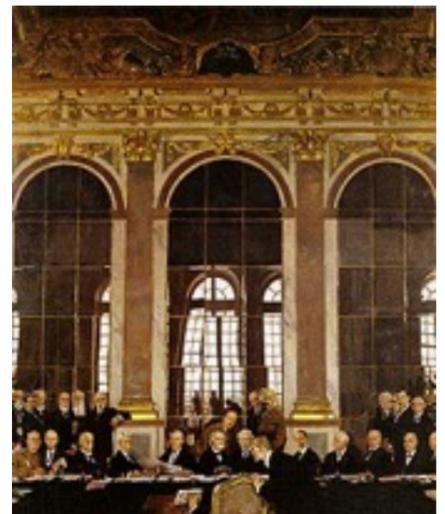
- 2,国際連盟 1920年1月設立 11月に第1回総会 本部ジュネーブ
  - ・目的---( )18の確保・国際協力・( )19
  - ・組織 ┌総 会----年1回
    - └理事会----常任の5カ国=英・仏・伊・[ ]20・[ ]21=1926~ →自国の利害を優先
    - └( )22国際司法裁判所---紛争の仲裁裁定
    - └国際労働機関= I L O---1919年設立
      - I L O 1号条約(1919年)---週[ ]23時間労働制を定める。
      - I L O 6号条約(1962年)---週[ ]24労働制を定める。(日本政府は現在も批准せず)
      - I L O 憲章「いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは自国における労働条件の改善を希望する( )25の障害となる」
  - ・個別国家の同盟、秘密外交→「集団[ ]26」の体制へ。
  - ・国連の機能マヒ
    - ┌[ ]27の不参加。議会は批准せず。「孤立政策」
    - └1939年 (第二次世界大戦開始)までに14カ国が脱退
      - └28[ ]1933年3月24日 29[ ]1933年10月23日 30[ ]1937年12月11日
        - 日・独・伊軍事同盟化。日本の満州、伊のエチオピア侵略に無力。
  - ・戦勝国の軍拡競争---- 「( )31競争」 ・解散----1946年4月18日総会決議による。

- 3,軍縮会議、条約
  - ・( )32会議 (1921年~22年) アメリカ大統領ハーディング提唱
    - ┌( )33軍縮条約---五大国(米・英・日・仏・伊)の主力艦を
      - 5 : 5 : 3 : 1.67 : 1.67 とする
    - └( )34条約---米・英・仏・日→太平洋領土の調整。日英同盟(1902)破棄。
    - └( )35条約---+伊、中、蘭、ベルギー、ポルトガル→中国の独立・門戸開放確認。
    - └( )36条約---日本が山東省を中国に返還。
      - 21カ条要求による日本の山東省での権益を放棄。
  - ・ロカルノ条約 (1925年 スイス)
    - 西ヨーロッパの安全保障。( )37国境の不可侵を定める。→翌年ドイツは国連に加盟
  - ・不戦条約 (1928年 パリ) アメリカ国務長官ケロッグ、フランス外相ブリアンによる
    - 「国際紛争の解決手段としての[ ]38の放棄」
    - 15カ国が調印→1929年末までに54カ国が加盟。 違反国への( )39規定なし。
  - ・[ ]40海軍軍縮会議 (1930年)
    - 米・英・日の主力艦を5 : 5 : 3 補助艦を10 : 10 : 7 とする
  - ・一般軍縮会議 (1932年 ジュネーブ)
    - 陸・空軍の軍縮を目指すが見解が対立し、1934年解散。
- 1934年 [ ]41は国連脱退後、ワシントン協定を廃棄→軍拡競争開始

戦争ノ抛棄ニ関スル条約(1928) (「パリ不戦条約」)

第一条  
締約国ハ国際紛争解決ノ為[ ]42ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ[ ]43ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言スル

第二条  
締約国ハ相互間ニ起コルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ[ ]44的手段ニ依ルノ外之ガ処理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約ス



ヴェルサイユ条約調印



オスマントルコの分割

- ・ドイツ ・ライン ・ハーグ ・ザール ・フランス ・イタリア ・イギリス ・デンマーク ・ワシントン
- ・ヒジャーズ ・ポーランド ・ヴェルサイユ ・チェコスロバキア ・2690億 ・日本 ・独仏 ・返還 ・平和
- ・自決 ・割譲 ・併合 ・賠償 ・軍縮 ・海軍 ・罰則 ・建艦 ・山東省 ・9カ国 ・4カ国 ・他の国
- ・国際連盟 ・自由都市